

船鉾町会所利用規約

2023年9月1日

(目的)

第1条 この管理運営内規は、学校法人立命館が祇園祭船鉾保存会から賃借している船鉾町会所（以下「本施設」という。）の利用に関して、必要な事項を定める。

(施設内容)

第2条 本施設の施設内容は、別表1のとおりとする。

(利用時間)

第3条 本施設の利用時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

2 本施設の利用を許可された者は、利用時間内に設営から清掃後完全撤収までを行わなければならない。

3 前項にかかわらず、学校法人立命館が認めたときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 本施設の休館日は、毎年7月1日から7月31日までとする。

(利用できる者)

第5条 当施設を利用できる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 学校法人立命館に所属する教職員
- (2) 学校法人立命館が設置する学校の学生、生徒および児童
- (3) 学校法人立命館が設置する学校の校友および附属校同窓生
- (4) 学校法人立命館が設置する学校の学生、生徒および児童の父母等または保護者
- (5) その他学校法人立命館が利用を認めた者

(利用目的)

第6条 当施設で行う活動は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 学校法人立命館が主催する社会連携または校務に関する活動
- (2) 学校法人立命館の正課授業または正課授業に関わる活動
- (3) 学校法人立命館に所属する学生、生徒または児童が行う正課外活動
- (4) 学校法人立命館が設置する学校の校友会が行う活動
- (5) 学校法人立命館が設置する学校の父母教育後援会が行う活動
- (6) 学校法人立命館に所属する教職員または学生が参加する学会または研究会
- (7) その他学校法人立命館が認めた活動

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する目的で本施設を利用してはならない。

- (1) 政党および選挙活動を目的とするもの
- (2) 政党運動または宗教活動を行うもの
- (3) ネズミ講、マルチ商法その他これに類するもの
- (4) 施設の管理上支障があると認められるもの
- (5) 施設を毀損するおそれがあるもの
- (6) 消防法その他の法令に抵触するもの
- (7) 本施設の近隣に迷惑がおよぶおそれがあるもの
- (8) 学校法人立命館が設置する学校の教育、研究活動に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (9) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (10) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条2号に規定する暴力団の利益になるもの
- (11) その他、上記に準ずるもの

（利用手続）

第7条 本施設の利用を希望する者は、利用希望日の3か月前から7日前（日祝日および学校法人立命館が定める休業日を除く。）までに、所定の申込用紙を学校法人立命館に提出し利用の許可を得なければならない。

（利用料）

第8条 本施設の利用料は、別表2のとおりとする。

（キャンセルポリシー）

第9条 本施設の利用を許可された者（以下「利用者」という。）の都合により利用の取消しを行う場合は、別表3に定めるキャンセル料を支払わなければならない。

（利用者の遵守義務）

第10条 利用者は本施設の利用にあたり、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序・風紀を乱し、他人に迷惑を与える行為を行わないこと。
- (2) 施設、設備、什器および備品等を破損、滅失または汚損しないこと。また、許可なく什器または備品等を移動しないこと。
- (3) 指定された場所以外では飲食しないこと。
- (4) 施設内で喫煙しないこと。
- (5) ゴミは持ち帰ること。
- (6) 火気、危険物等特殊な物品を持ち込まないこと。
- (7) 騒音・不法駐輪（駐車）等により、近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼす行為をおこ

なわないこと。

- (8) 本施設内を撮影した写真または動画を、学校法人立命館の許可なく SNS を含めインターネット上に公開しないこと。
 - (9) 本施設の所有者である船鉾町町内会の指示がある場合は、これに従うこと。
 - (10) その他、利用に関してこの内規に定められている事項。
- 2 本施設における飲酒は禁止する。ただし、学校法人立命館に事前に申請のうえ、利用目的に照らして妥当と認められた場合は、この限りでない。

(利用者の通報義務)

第 11 条 利用者は、次の場合、直ちに、学校法人立命館に通報しなければならない。

- (1) 施設、設備、什器または備品等を滅失、紛失、破壊または汚損した場合。
- (2) 火災、風災害、盗難その他の異変があった場合、または異変が予知される場合。
- (3) 当施設内に急患が発生した場合。
- (4) その他、緊急措置が必要と認められる事由が発生した場合。

(利用の取り消し)

第 12 条 学校法人立命館は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前の利用許可にかかわらず利用許可を取り消す、または利用を中止させることができる。

- (1) 利用申込書に虚偽の記載があった場合、または利用許可書を不正に利用した場合。
- (2) この内規に定める行為に反する行為をした場合、またはその恐れがある場合。

(利用の禁止)

第 13 条 学校法人立命館は、利用者に対し前条第 1 号または第 2 号に該当すると判断し前条の措置を行った場合、または利用後において、利用者の利用が前条第 1 号または第 2 号のいずれかに該当すると判断した場合には、以後、当該利用者の本施設の利用を禁止することができる。

2 前項にもとづき利用を禁止する場合、利用禁止期間は 1 年間から無期限の範囲において定める。

(原状回復)

第 14 条 利用者が故意または過失により本施設、設備、備品または什器を破損、汚損、滅失または紛失した場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 15 条 本施設の管理、運営等に関する事務は、学校法人立命館社会連携課が行う。

【別表1】 主な機材・什器

(略) ※ご利用案内サイト「貸出機材・備品一覧」参照のこと

【別表2】

(略) ※ご利用案内サイト「利用料金（通常価格）」参照のこと

【別表3】 キャンセルポリシー

取消申請日	料金
利用日の14日前まで	なし
利用日の13日前～7日前まで	利用料金の1/2
利用日の6日前～当日 または、取消の連絡ないまま利用日を過ぎた場合	利用料金の全額

以上